



発行 東京都

目次

72

条 例

- 東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例……………（総務局）…
- 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…
- 特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…

条例のあらまし

●東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第一〇八号）

- 一 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六三号）の施行による地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一五二号）等の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二十七年一〇月一日から施行します。

●都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部

を改正する条例（条例第一〇九号）

- 一 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六三号）の施行による地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一五二号）等の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二十七年一〇月一日から施行します。

●特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（条例第一〇号）

- 一 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六三号）の施行による地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一五二号）等の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二十七年一〇月一日から施行します。

条 例

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第八号

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年東京都条例第一百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項の表傷病補償年金の項中「（以下単に「障害厚生年金」という。）」を「又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四十一條第一項若しくは附則第六十五條第一項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）」に、「障害厚生年金（当該補償）」を「障害厚生年金等（当該補償）」に、「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）」を「平

成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「改正前の国家公務員共済組合法」という。）に、「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）」を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「改正前の地方公務員等共済組合法」という。）」に、「障害厚生年金が」を「障害厚生年金等が」に改め、同表障害補償年金の項中「障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に改め、同表遺族補償年金の項中「（以下単に「遺族厚生年金」という。）」を「又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（以下「遺族厚生年金等」という。）」に、「遺族厚生年金（当該補償）を「遺族厚生年金等（当該補償）」に、「国家公務員共済組合法」を「改正前の国家公務員共済組合法」に、「地方公務員等共済組合法」を「改正前の地方公務員等共済組合法」に、「遺族厚生年金が」を「遺族厚生年金等が」に改め、同条第二項の表中「障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第九号

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十三年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

付則第三条第一項の表傷病補償年金の項中「障害厚生年金」の下に「又は被用者年金

制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四十一条第一項若しくは附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下この条において「障害厚生年金等」という。）を加え、「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に、「地方公務員等共済組合法」を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法」に、「私立学校教職員共済法」を「平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法」に改め、同表障害補償年金の項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に改め、同表遺族補償年金の項中「遺族厚生年金」の下に「又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（以下この条において「遺族厚生年金等」という。）」を加え、同条第二項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に、「厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金」を「遺族厚生年金等」に改め、同条第三項の表及び第四項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第一百十号

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和四十一年東京都条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

付則第三十項の表傷病補償年金の項中「障害厚生年金」の下に「又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)」附則第四十一条第一項若しくは附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金(以下この項、次項及び付則第三十四項において「障害厚生年金等」という。)」を、「以下」の下に「この項、次項及び付則第三十四項において」を加え、同表障害補償年金の項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に改め、同表遺族補償年金の項中「遺族厚生年金」の下に「又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金(以下この項及び次項において「遺族厚生年金等」という。)」を加え、「以下同じ」を「以下この項及び次項において同じ」に改める。

付則第三十一項の表傷病補償年金の項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に、「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)」に、「地方公務員等共済組合法」を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法」に、「私立学校教職員共済法」を「平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法」に改め、同表障害補償年金の項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に改め、同表遺族補償年金の項中「厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金」を「遺族厚生年金等」に改める。

付則第三十四項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001